【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成30年12月20日提出

【計算期間】 第24計算期間

(自 平成30年3月28日 至 平成30年9月27日)

【ファンド名】 技術成長株オープン

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩本 信之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 髙橋 慎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品 分類・属性区分は、次のとおりです。

	単位型投信・追加型	追加型投信
	投信	
商品分類	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益	株式
	の源泉)	
	投資対象資産	株式 一般
属性区分	決算頻度	年2回
	投資対象地域	日本

(注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産 による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の 記載があるもの

(注2)属性区分の定義

- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉		
24 (TII) - T.	国 内	株式債券		
単位型投信	海 外	不動産投信		
追加型投信	内 外	その他資産 () 資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式		グローバル
一般	年1回	HOME DIME
大型株	W. C.	日本
中小型株	年2回	7676
債券		北米
一般	年4回	逐次州
公債		F87.11
社債 その他債券	年6回	アジア
クレジット属性	(隔月)	++7-7
()		オセアニア
不動産投信	年12回	中南米
	(毎月)	
その他資産	22	アフリカ
()	日々	中近東
資産複合		(中東)
()	その他	(4.47)
資産配分固定型 資産配分変更型	()	エマージング

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

わが国の株式の中から、世界経済のさらなる拡大、進展に伴い、技術力を背景に成長が期待できる製造業の株式を中心に 投資します。

ポートフォリオ横築のプロセス

わが国の株式

投資候補銘柄

技術力を背景に、グローバルマーケットにおいて 今後の成長が期待できる銘柄を、運用担当者お よびアナリストが選定します。

組入候補銘柄

個々の企業の経営戦略や競争力、財務内容等を 分析し、投資価値が高いと判断される銘柄群を 絞り込みます。

個々の銘柄の株価水準、流動性等を勘案します。

ポートフォリオ

- 株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

毎年3月27日および9月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額 の場合には、分配を行なわないことがあります。

各計算期末における収益分配前の基準価額(1万口当たり。以下同じ。)が10,000円超の場合、10,000円を超える額(10円未満の場合は切捨て)を目処に分配金額を決定します。

また、各計算期末における収益分配前の基準価額が10,000円以下の場合でも、分配対象額の 範囲内で分配を行なう場合があります。

なお、計算期末に向けて基準価額が大きく上昇した場合など基準価額の動向等によっては、実際の分配額がこれと異なる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年10月31日 信託契約締結、当初設定、運用開始

2007年 6月18日 分配方針を変更

2015年12月22日 信託期間終了日を2021年9月27日に変更(当初は2016年9月27

日)

(3)

3) 【ファンドの仕組み】		
受益者		お申込者
	収益分配金(注)、	(賞還金など お申込金(3)
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社 との契約(1)に基づき、次の業務を行ないま す。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務 など
1	収益分配金、	償還金など お申込金(3)
委託会社	大和証券投資信託 委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
		損益 信託金(3)
	三井住友信託銀行 株式会社	信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、

受託会社

再信託受託会社:日 その業務を行なうに充分な能力を有すると認めら 本トラスティ・サー れる外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・

処分

ビス信託銀行株式会

社

など 信託財産の計算

損益 投資

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。) など

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務の内容等が規定されています。
- 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款 の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受 託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行な われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みま

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会 社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

- <委託会社の概況(2018年10月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧
	問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資ー

任契約にかかる業務の認可を受ける。 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものと

みなされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

わが国の金融商品取引所()上場株式(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とし ます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

投資態度

- イ.主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、世界経済のさらなる拡大、進展に伴い、技 術力を背景に成長が期待できる製造業の株式を中心に投資することにより、信託財産の成長をめざ します。
- 口.運用にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。
 - (a) 技術力を背景に、グローバルマーケットにおいて今後の成長が期待できる銘柄を、運用担当者 およびアナリストが選定し、投資候補銘柄とします。
 - (b) 投資候補銘柄の中から、個々の企業の経営戦略や競争力、財務内容等を分析し、投資価値が高いと判断される銘柄群を絞り込みます。
 - (c) 個々の銘柄の株価水準、流動性等を勘案してポートフォリオを構築します。
- ハ.株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 二.現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、わが国の株価指数先物 取引等を利用することがあります。
- ホ、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。
- へ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ.為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 20.外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

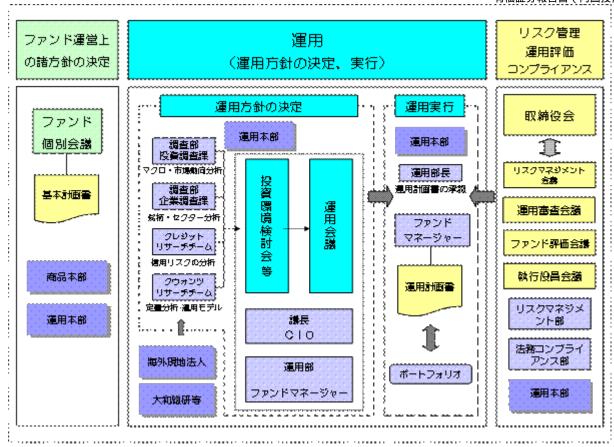
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則に よって、次のように定められています。

イ.CIO(Chief Investment Officer)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.Deputy-CIO(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる 内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

イ.ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

口. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

八. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

二.執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託 会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2018年10月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

各計算期末における収益分配前の基準価額(1万口当たり。以下同じ。)が10,000円超の場合、10,000円を超える額(10円未満の場合は切捨て)を目処に分配金額を決定します。

また、各計算期末における収益分配前の基準価額が10,000円以下の場合でも、分配対象額の範囲内で分配を行なう場合があります。

なお、計算期末に向けて基準価額が大きく上昇した場合など基準価額の動向等によっては、実際の分配額がこれと異なる場合があります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式(信託約款)

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超 えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- イ.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号号の規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ.前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の新株引受権証券等(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- 口.前イ.の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第 236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予 約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の

旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前5.に定めるものを除き ます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等(信託約款)

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる 支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とし ます。
- 口.委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二、金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ.前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行なわないものとします。
- 口.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価 証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入 指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 八.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本としますので、基準価額は株価変動の影響を大きく受けます。

その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

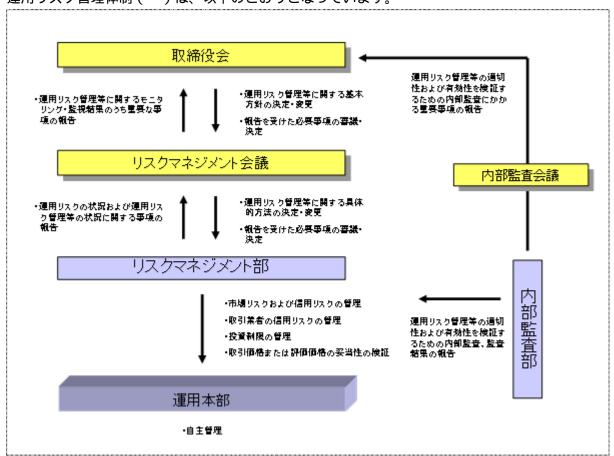
金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制()は、以下のとおりとなっています。

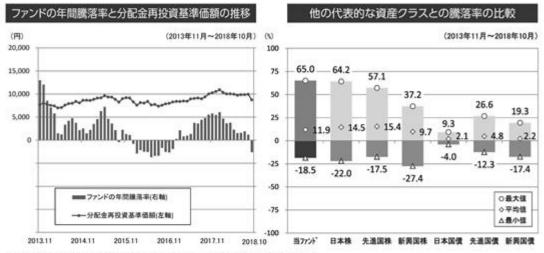


流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策(コンティンジェンシー・プラン)を定めています。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローパル ダイパーシファイド (円ペース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ボートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガンガパメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ グローパル ダイパーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016、J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)となっています。 具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6416%(税抜1.52%) を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.735%	年率0.735%	年率0.05%
(税抜)	(税抜)	(税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告 書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および 信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

()「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を 示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

口.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

八.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託

などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収 され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該 元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- ()上記は、2018年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
 - ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】 (2018年10月31日現在)

投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式		1,027,829,300	97.33
	内 日本	1,027,829,300	97.33
コール・ロー	ン、その他の資産(負債控除後)	28,248,944	2.67
純資産総額		1,056,078,244	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2018年10月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

					+#- ##-					
					株数、			簿価単価	評価単価	投資
	銘柄名	地域	種類	業種	は	また		簿価	時価	比率
					ΙΥ	額面金額		(円)	(円)	(%)
			14-15	電気機			10.500	6,665.00	6,140.00	0.40
1	ソニー	日本	株式	器			10,500	69,982,500	64,470,000	6.10
	+ +	п.	±#-±	電気機			000	63,500.00	55,300.00	4.40
2	キーエンス	日本	株式	器			800	50,800,000	44,240,000	4.19
	東京エレクトロン	日本	株式	電気機			2,700	15,455.00	15,685.00	4.01
3	来	口华	休工	器			2,700	41,728,500	42,349,500	
4	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用			6,300	6,879.61	6,615.00	3.95
4	ドコグ日割年	口华	が下し	機器			6,300	43,341,600	41,674,500	
5	ノーリツ鋼機	日本	株式	精密機			16,000	3,120.00	2,535.00	3.84
5	ノーリク3両1 段	口华	が工い	器			10,000	49,920,000	40,560,000	
6	太陽誘電	日本	株式	電気機			16,000	2,645.00	2,279.00	3.45
	八物品电	山华	1711	器			10,000	42,320,000	36,464,000	
7	村田製作所	日本	株式	電気機			2,100	17,420.00	17,165.00	3.41
Ľ	们山 农 IFM	山华	1711	器			2,100	36,582,000	36,046,500	
8	信越化学	日本	株式	化学			3,500	9,799.00	9,469.00	3.14
	[D. 10] 子	山华	1711	II U ∱			3,300	34,296,500	33,141,500	
9	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報·通			3,600	10,960.00	9,048.00	3.08
)	H #	1小工()	信業			3,000	39,456,000	32,572,800	
10	ダイキン工業	日本	株式	機械			2,300	15,055.00	13,125.00	2.86
	ノコイノ土未	H #	<u>የ</u> ጥ ፲ ህ	1戌17以			2,300	34,626,500	30,187,500	2.00

_						行 川 証 分	松古香(內国 f	又貝店式
11	トクヤマ	日本	株式	化学	11,000	3,050.00	2,534.00	2.64
		4	17/17/	10-7-	11,000	33,550,000	27,874,000	
12	昭和電工	日本	株式	化学	5,300	6,050.00	4,930.00	2.47
	*L1H &	17	171.10	10-3-	0,000	32,065,000	26,129,000	
13	日本電産	日本	株式	電気機	1,700	15,960.57	14,490.00	2.33
	177-8/2	H - T -	JA 20	器	1,100	27,132,980	24,633,000	2.00
14	任 天 堂	日本	株式	その他製	700	40,830.00	35,160.00	2.33
		H - T -	171.20	品		28,581,000	24,612,000	2.00
				ガラス・		7,760.00	6,400.00	
15	日本カーボン	日本	株式	土石製	3,800	29,488,000		2.30
				品		, ,	, ,	
16	JXTGホールディングス	日本	株式	石油·石	27,000		769.20	1.97
				炭製品		23,001,300	20,768,400	
17	クレハ	日本	株式	化学	2,600	8,470.00	7,270.00	1.79
						22,022,000	18,902,000	
18	S M C	日本	株式	機械	500	36,580.00	36,150.00	1.71
						18,290,000	18,075,000	
19	東京精密	日本	株式	精密機	6,500	2,912.00		1.67
				器		18,928,000	17,647,500	
20	塩野義製薬	日本	株式	医薬品	2,400	7,296.00	7,232.00	1.64
						17,510,400	17,356,800	
21	 あい ホールディングス	日本	株式	卸売業	8,000	2,628.00	2,154.00	1.63
						21,024,000	17,232,000	
22	タダノ	日本	株式	機械	14,000	1,320.00		1.61
					,	18,480,000	17,052,000	
23	スズ キ	日本	株式	輸送用	3,000	6,632.00	·	1.60
				機器		19,896,000	16,950,000	
24	 ディップ	日本	株式	サービス	6,500	2,687.00	2,458.00	1.51
				業	·	17,465,500	15,977,000	
25	新日鐵住金	日本	株式	鉄鋼	7,000	2,385.50	2,087.00	1.38
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				,,	16,698,500	14,609,000	
26	住友鉱山	日本	株式	非鉄金	4,000		3,560.00	1.35
				属	,,,,,	15,832,000	14,240,000	
27	トリケミカル	日本	株式	化学	3,000	4,750.00	4,590.00	1.30
					-,,,,,	14,250,000	13,770,000	
28	本田技研	日本	株式	輸送用	4,000	3,407.00	3,241.00	1.23
				機器	,	13,628,000	12,964,000	
29	小松製作所	日本	株式	機械	4,000	3,397.00	2,944.50	1.12
Ĺ	5.2211771				.,,000	13,588,000	11,778,000	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	30	インフォコム	日本	株式	情報·通 信業	2,700	3,740.00 10,098,000	,	1.08
--	----	--------	----	----	------------	-------	------------------------	---	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.33%
合計	97.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

 業種	
化学	16.26%
 医薬品	2.67%
石油・石炭製品	2.09%
ゴム製品	0.09%
ガラス・土石製品	3.86%
鉄鋼	1.38%
非鉄金属	1.67%
金属製品	0.43%
機械	12.35%
電気機器	26.49%
輸送用機器	8.07%
精密機器	7.96%
その他製品	2.41%
情報・通信業	6.33%
卸売業	2.46%
小売業	0.31%
サービス業	2.50%
合計	97.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5計算期間末 (2009年3月27日)	5,165,847,565	5,165,847,565	0.4058	0.4058
第6計算期間末 (2009年9月28日)	4,818,339,709	4,818,339,709	0.4706	0.4706
第7計算期間末 (2010年3月29日)	4,165,757,236	4,208,906,703	0.5117	0.5170
第8計算期間末 (2010年9月27日)	3,038,840,421	3,038,840,421	0.4357	0.4357
第9計算期間末 (2011年3月28日)	2,551,425,057	2,551,425,057	0.4508	0.4508
第10計算期間末 (2011年9月27日)	1,944,542,893	1,944,542,893	0.3893	0.3893
第11計算期間末 (2012年3月27日)	2,075,555,175	2,105,157,595	0.4628	0.4694
第12計算期間末 (2012年9月27日)	1,448,549,482	1,448,549,482	0.3771	0.3771
第13計算期間末 (2013年3月27日)	1,840,924,435	1,859,391,415	0.5084	0.5135
第14計算期間末 (2013年9月27日)	2,069,191,440	2,094,119,322	0.6143	0.6217
第15計算期間末 (2014年3月27日)	2,166,247,189	2,166,247,189	0.6215	0.6215
第16計算期間末 (2014年9月29日)	2,201,316,041	2,210,395,024	0.7274	0.7304
第17計算期間末 (2015年3月27日)	2,082,427,826	2,091,853,969	0.7732	0.7767
第18計算期間末 (2015年9月28日)	1,740,113,170	1,740,113,170	0.7145	0.7145
第19計算期間末 (2016年3月28日)	1,543,892,203	1,543,892,203	0.6961	0.6961
第20計算期間末 (2016年9月27日)	1,273,942,664	1,273,942,664	0.6479	0.6479
第21計算期間末 (2017年3月27日)	1,240,918,700	1,260,464,479	0.6984	0.7094

				1月111111111111111111111111111111111111
第22計算期間末 (2017年9月27日)	1,262,051,693	1,273,523,046	0.7701	0.7771
2017年10月末日	1,342,070,865	-	0.8333	-
11月末日	1,361,822,294	-	0.8556	-
12月末日	1,370,105,120	-	0.8756	-
2018年1月末日	1,406,370,557	-	0.9095	-
2月末日	1,331,425,506	-	0.8609	-
第23計算期間末	1 262 957 960	1 260 902 256	0.8183	0.8228
(2018年3月27日)	1,262,857,869	1,269,802,256	0.0103	0.0220
3月末日	1,278,639,717	-	0.8288	-
4月末日	1,272,094,249	-	0.8302	-
5月末日	1,257,750,185	-	0.8234	-
6月末日	1,224,034,949	-	0.8053	-
7月末日	1,226,755,662	-	0.8152	-
8月末日	1,222,333,248	-	0.8145	-
第24計算期間末	1,203,433,197	1,203,433,197	0.8112	0.8112
(2018年9月27日)	1,203,433,197	1,203,433,197	0.0112	0.0112
9月末日	1,213,991,499	-	0.8217	-
10月末日	1,056,078,244	-	0.7218	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0053
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0066
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0051
第14計算期間	0.0074
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0030
第17計算期間	0.0035
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000

第21計算期間	0.0110
第22計算期間	0.0070
第23計算期間	0.0045
第24計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第5計算期間	31.0
第6計算期間	16.0
第7計算期間	9.9
第8計算期間	14.9
第9計算期間	3.5
第10計算期間	13.6
第11計算期間	20.6
第12計算期間	18.5
第13計算期間	36.2
第14計算期間	22.3
第15計算期間	1.2
第16計算期間	17.5
第17計算期間	6.8
第18計算期間	7.6
第19計算期間	2.6
第20計算期間	6.9
第21計算期間	9.5
第22計算期間	11.3
第23計算期間	6.8
第24計算期間	0.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第5計算期間	583,470,000	1,975,960,000
第6計算期間	165,150,000	2,658,150,000
第7計算期間	18,429,025	2,115,170,000
第8計算期間	127,534,926	1,294,952,495
第9計算期間	169,229,070	1,483,905,225
第10計算期間	69,563,905	733,976,484
第11計算期間	6,992,567	516,680,000

	-	
第12計算期間	9,313,723	653,690,044
第13計算期間	9,097,683	228,960,132
第14計算期間	13,131,080	265,474,791
第15計算期間	395,171,749	278,038,579
第16計算期間	126,928,174	586,366,312
第17計算期間	4,922,553	338,066,397
第18計算期間	3,188,041	260,882,127
第19計算期間	5,279,640	222,738,653
第20計算期間	1,186,001	252,894,738
第21計算期間	44,646	189,477,743
第22計算期間	729,828	138,854,167
第23計算期間	1,209,730	96,777,200
第24計算期間	856,926	60,617,485

(参考情報)運用実績

●技術成長株オープン

2018年10月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移 2008年11月4日~2018年10月31日 100 12,500 基準価額 7.218円 純資産総額 10億円 10,000 75 純資産総 基準 基準価額の騰落率 一価額 7,500 期間 ファンド 2額(億 1カ月間 -12.2% H 3カ月間 -11.5% m 5,000 25 6カ月間 -13.1% 1年間 -12.9% 3年間 -2.9%

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配会再投資基準価額(左軸)

2015/07/03

2012/03/07

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

19.5%

-12.9%

2,500

2008/11/04

純黄産総額(右軸)

				間分配金	the same of the			来分配金	the second second				
п	決算期	第 13 期	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期
	/A #F 797	13年3月	13年9月	14年3月	14年9月	15年3月	15年9月	16年3月	16年9月	17年3月	17年9月	18年3月	18年9月
	分配金	51円	74円	0円	30円	35円	0円	0円	0円	110円	70円	45円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

5年間

設定来

※比率は、純資産総額に対するものです。

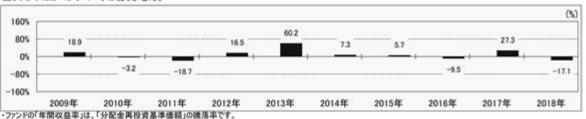
- 基準価額(左軸)

2018/10/30

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	79	97.3%	電気機器	26.5%	ソニー	電気機器	6.1%
国内株式先物	17.0	373	化学	16.3%	キーエンス	電気機器	4.2%
不動產投資信託等	1770		機械	12.3%	東京エレクトロン	電気機器	4.0%
コール・ローン、その他		2.7%	輸送用機器	8.1%	トヨタ自動車	輸送用機器	3.9%
合計	79	100.0%	精密機器	8.0%	ノーリツ鋼機	精密機器	3.8%
株式 市場·上場別	川構成	比率	情報·通信業	6.3%	太陽誘電	電気機器	3.5%
一部(東証·名証)		92.3%	ガラス・土石製品	3.9%	村田製作所	電気機器	3.4%
二部(東証·名証)		2.0%	医薬品	2.7%	信越化学	化学	3.1%
新興市場他		3.0%	サービス業	2.5%	ソフトバンクグループ	情報·通信業	3.1%
その他			その他	10.8%	ダイキン工業	機械	2.9%
合計		97.3%	合計	97.3%	N 合計		38.0%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準値額」の機落率です。2018年は10月31日までの機落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

[※]上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に応じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総 額を控除した金額をいいます。

(注)主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2006年10月31日から2021年9月27日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と 合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年3月28日から9月27日まで、および9月28日から翌年3月27日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始される ものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

- 1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが 受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意 のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかか るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。

- 5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6.前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、 の4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9.受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あ らかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 書)を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2.委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める 運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/
- 3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、 これを交付します。

公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.daiwa-am.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終 了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受 託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金 (解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(平成30年3月28日から平成30年9月27日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

技術成長株オープン

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第23期 平成30年3月27日現在	第24期 平成30年9月27日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,459,608	7,504
コール・ローン	37,622,193	33,885,711
株式	1,240,023,900	1,172,529,000
未収配当金	1,477,500	7,267,750
流動資産合計	1,281,583,201	1,213,689,965
資産合計	1,281,583,201	1,213,689,965
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,944,387	-
未払解約金	800,800	-
未払受託者報酬	359,961	336,250
未払委託者報酬	10,584,233	9,886,935
その他未払費用	35,951	33,583
流動負債合計	18,725,332	10,256,768
負債合計	18,725,332	10,256,768
純資産の部		
元本等		
元本	1 1,543,197,254	1 1,483,436,695
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 280,339,385	2 280,003,498
(分配準備積立金)	461,618	6,058,656
元本等合計	1,262,857,869	1,203,433,197
純資産合計	1,262,857,869	1,203,433,197
負債純資産合計	1,281,583,201	1,213,689,965

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第23期 自 平成29年9月28日 至 平成30年3月27日	第24期 自 平成30年3月28日 至 平成30年9月27日
営業収益		
受取配当金	2,777,900	15,983,550
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	97,677,735	16,642,840
その他収益	9	134
営業収益合計	100,455,644	659,155
宫業費用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
支払利息	5,580	8,445
受託者報酬	359,961	336,250
委託者報酬	10,584,233	9,886,935
その他費用	35,951	35,162
営業費用合計	10,985,725	10,266,792
営業利益又は営業損失()	89,469,919	10,925,947
経常利益又は経常損失()	89,469,919	10,925,947
当期純利益又は当期純損失()	89,469,919	10,925,947
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	8,245,230	407,684
期首剰余金又は期首欠損金()	376,713,031	280,339,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,246,030	11,011,961
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	22,246,030	11,011,961
剰余金減少額又は欠損金増加額	152,686	157,811
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	152,686	157,811
分配金	1 6,944,387	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	280,339,385	280,003,498

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第24期
	区分	自 平成30年3月28日
		至 平成30年9月27日
1.	有価証券の評価基準及び評価	株式
	方法	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相
		場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引
		業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して
		おります。
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金
		原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配
		当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	区分		第23期	第24期	
			平成30年3月27日現在	平成30年9月27日現在	
1.	1	期首元本額	1,638,764,724円	1,543,197,254円	
		期中追加設定元本額	1,209,730円	856,926円	
		期中一部解約元本額	96,777,200円	60,617,485円	
2.		計算期間末日における受益 権の総数	1,543,197,254□	1,483,436,695□	
3.	2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は280,339,385円でありま	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は280,003,498円でありま	
			す。	す。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	第23期	第24期
区分	自 平成29年9月28日	自 平成30年3月28日
	至 平成30年3月27日	至 平成30年9月27日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴	計算期間末における解約に伴
	う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
	当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
	額(2,438,688円)、解約に	額(5,615,168円)、解約に
	伴う当期純利益金額分配後の	伴う当期純利益金額分配後の
	有価証券売買等損益から費用	有価証券売買等損益から費用
	を控除し、繰越欠損金を補填	を控除し、繰越欠損金を補填
	した額(0円)、投資信託約	した額(0円)、投資信託約
	款に規定される収益調整金	款に規定される収益調整金
	(259,941円)及び分配準備	(251,130円)及び分配準備
	積立金(4,967,317円)より	積立金(443,488円)より分
	分配対象額は7,665,946円(1	配対象額は6,309,786円(1万
	万口当たり49.68円)であ	口当たり42.53円)であり、
	り、うち6,944,387円(1万口	分配を行っておりません。
	当たり45円)を分配金額とし	
	ております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		第24期		
	区分	1.11		
	区 万	自 平成30年3月28日		
		至 平成30年9月27日		
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4		
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用		
		の基本方針」に従っております。		
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及		
		び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しておりま -		
		す。 		
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、		
		信用リスク、流動性リスクであります。		
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を		
		行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、		
		リスクの種類毎に行っております。		

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該 価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま す。

金融商品の時価等に関する事項

区分		第24期	
		平成30年9月27日現在	
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	計上額との差額	と時価との差額はありません。	
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第23期	第24期	
	平成30年3月27日現在 平成30年9月27日現在		
種類	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
株式	98,049,551	24,387,418	
合計	98,049,551	24,387,418	

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第23期	第24期
平成30年3月27日現在	平成30年9月27日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期
自 平成30年3月28日
至 平成30年9月27日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第23期	第24期 平成30年9月27日現在	
	平成30年3月27日現在		
1口当たり純資産額	0.8183円	0.8112円	
(1万口当たり純資産額)	(8,183円)	(8,112円)	

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株式数	評価額	領(円)	備考
		単 価	金額	
ディップ	6,500	2,687.00	17,465,500	
WDBホールディングス	3,300	4,000.00	13,200,000	
あい ホールディングス	8,000	2,628.00	21,024,000	
スタートトゥデイ	1,200	3,485.00	4,182,000	
クリヤマホールディングス	5,000	2,029.00	10,145,000	
SUMCO	3,000	1,625.00	4,875,000	
エニグモ	4,000	1,867.00	7,468,000	
AOI TYO HOLDINGS	8,000	1,410.00	11,280,000	
昭和電工	5,300	6,050.00	32,065,000	
クレハ	2,600	8,470.00	22,022,000	
トクヤマ	11,000	3,050.00	33,550,000	
信越化学	3,500	9,799.00	34,296,500	
旭有機材	1,000	2,654.00	2,654,000	
ダイキアクシス	6,000	1,356.00	8,136,000	
インフォコム	2,700	3,740.00	10,098,000	
トリケミカル	3,000	4,750.00	14,250,000	
ソフト99コーポレーション	4,400	1,087.00	4,782,800	
三洋化成	800	5,740.00	4,592,000	
塩野義製薬	2,400	7,296.00	17,510,400	
テ ル モ	1,200	6,640.00	7,968,000	
大塚ホールディングス	1,600	5,622.00	8,995,200	
資 生 堂	1,600	8,521.00	13,633,600	
ファンケル	900	5,470.00	4,923,000	
コーセー	200	21,300.00	4,260,000	
ハーバー研究所	800	9,850.00	7,880,000	

			有価証券報告書(内国	拉貝店式
ポーラ・オルビスHD	1,800	4,005.00	7,209,000	
J X T Gホールディングス	27,000	851.90	23,001,300	
コスモエネルギーHLDGS	300	4,595.00	1,378,500	
東洋ゴム	500	2,025.00	1,012,500	
東海カーボン	6,000	2,195.00	13,170,000	
日本カーボン	3,800	7,760.00	29,488,000	
東洋炭素	2,000	3,355.00	6,710,000	
新日鐵住金	7,000	2,385.50	16,698,500	
住友鉱山	4,000	3,958.00	15,832,000	
古河電工	1,100	3,695.00	4,064,500	
岡本工作	1,000	3,890.00	3,890,000	
ソデイツク	9,000	1,030.00	9,270,000	
豊田自動織機	1,500	6,700.00	10,050,000	
ヒラノテクシード	1,300	2,065.00	2,684,500	
SMC	500	36,580.00	18,290,000	
新川	14,000	586.00	8,204,000	
技研製作所	1,000	2,956.00	2,956,000	
オカダアイヨン	2,000	1,872.00	3,744,000	
小松製作所	4,000	3,397.00	13,588,000	
TOWA	6,000	1,076.00	6,456,000	
三精テクノロジーズ	2,500	1,603.00	4,007,500	
荏原製作所	1,500	3,860.00	5,790,000	
ダイキン工業	2,300	15,055.00	34,626,500	
タダノ	14,000	1,320.00	18,480,000	
CKD	8,000	1,427.00	11,416,000	
福島工業	1,000	5,660.00	5,660,000	
竹内製作所	3,000	3,035.00	9,105,000	
アマノ	1,500	2,366.00	3,549,000	
т н к	1,600	2,888.00	4,620,800	
日本ピラ - 工業	2,000	1,605.00	3,210,000	
日 立	1,000	3,857.00	3,857,000	
日本電産	1,500	16,270.00	24,405,000	
富士通	1,000	7,956.00	7,956,000	
ソ ニ ー	10,500	6,665.00	69,982,500	
T D K	400	12,590.00	5,036,000	
キーエンス	800	63,500.00	50,800,000	
フェローテックHLDGS	9,000	1,087.00	9,783,000	
—————————————————————————————————————	9,000	1,559.00	14,031,000	
太陽誘電	19,000	2,645.00	50,255,000	
村田製作所	2,100	17,420.00	36,582,000	
<u> </u>	!			

			月1111111111111111111111111111111111111	
トヨタ自動車	4,300	7,008.00	30,134,400	
市光工業	500	947.00	473,500	
本田技研	4,000	3,407.00	13,628,000	
スズキ	3,000	6,632.00	19,896,000	
ヤマハ発動機	2,000	3,130.00	6,260,000	
島津製作所	1,000	3,570.00	3,570,000	
東京精密	6,500	2,912.00	18,928,000	
シード	3,600	2,032.00	7,315,200	
ノーリツ鋼機	16,000	3,120.00	49,920,000	
メニコン	3,800	2,731.00	10,377,800	
バンダイナムコHLDGS	200	4,350.00	870,000	
信越ポリマー	4,000	933.00	3,732,000	
任 天 堂	700	40,830.00	28,581,000	
東京エレクトロン	2,700	15,455.00	41,728,500	
GMOインターネット	500	1,897.00	948,500	
スクウェア・エニックス・HD	1,000	4,605.00	4,605,000	
ソフトバンクグループ	3,600	10,960.00	39,456,000	
合計			1,172,529,000	

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2018年10月31日

資産総額 1,059,113,022円 負債総額 3,034,778円 純資産総額(-) 1,056,078,244円 発行済数量 1,463,099,958口 1単位当たり純資産額(/) 0.7218円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

EDINET提出書類

大和証券投資信託委託株式会社(E06748)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2018年10月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株 発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口,投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

- ホ.ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議
 - ・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての 報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定 します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2018年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格本数(本)		純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	81	173,616
追加型株式投資信託	713	15,071,694
株式投資信託 合計	794	15,245,310
単位型公社債投資信託	28	107,788
追加型公社債投資信託	14	1,405,573
公社債投資信託 合計	42	1,513,361
総合計	836	16,758,670

3 【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けており ます。
- 3.財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
 資産の部		
流動資産		
現金・預金	31,260	28,709
有価証券	110	0
前払費用	190	201
未収委託者報酬	10,453	12,368
未収収益	72	82
繰延税金資産	439	552
その他	34	47
流動資産計	42,560	41,962
固定資産		
有形固定資産	1 229	1 213
建物	15	12
器具備品	214	200
無形固定資産	2,650	2,614
ソフトウェア	2,323	2,456
ソフトウェア仮勘定	327	158
投資その他の資産	12,353	15,066
投資有価証券	5,920	8,600
関係会社株式	5,129	5,129
出資金	185	183
長期差入保証金	1,050	1,072
繰延税金資産	31	45
その他	37	34
固定資産計	15,234	17,894
資産合計	57,795	59,856

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)	
負債の部			
流動負債			
預り金	79	65	
未払金	9,466	9,747	
未払収益分配金	7	8	
未払償還金	59	59	
未払手数料	4,453	5,202	
その他未払金	2 4,946	2 4,476	
未払費用	4,077	4,148	
未払法人税等	980	850	
未払消費税等	223	583	
賞与引当金	945	1,012	
その他	3	335	
流動負債計	15,776	16,744	
固定負債			
退職給付引当金	2,318	2,350	
役員退職慰労引当金	151	125	
その他	7	5	
固定負債計	2,477	2,481	
負債合計	18,254	19,225	
純資産の部			
株主資本			
資本金	15,174	15,174	
資本剰余金			
資本準備金	11,495	11,495	
資本剰余金合計	11,495	11,495	
利益剰余金			
利益準備金	374	374	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	12,231	13,370	
利益剰余金合計	12,606	13,744	
株主資本合計	39,276	40,414	
評価・換算差額等		- ,	

その他有価証券評価差額金	264	216
評価・換算差額等合計	264	216
純資産合計	39,540	40,631
負債・純資産合計	57,795	59,856

(2) 【損益計算書】

		(十四:口/)13/
	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	79,747	82,510
その他営業収益	727	733
営業収益計	80,474	83,244
営業費用		
支払手数料	40,110	40,392
広告宣伝費	549	673
調査費	9,436	9,816
調査費	904	955
委託調査費	8,531	8,860
委託計算費	793	839
営業雑経費	1,375	1,579
通信費	251	249
印刷費	501	500
協会費	50	53
諸会費	13	13
その他営業雑経費	557	762
営業費用計	52,265	53,300
一般管理費		
給料	5,833	5,840
役員報酬	416	377
給料・手当	3,940	3,973
賞与	531	477
賞与引当金繰入額	945	1,012
福利厚生費	807	788
交際費	60	55
旅費交通費	178	195
租税公課	531	501
不動産賃借料	1,273	1,281
退職給付費用	463	316

役員退職慰労引当金繰入額	60	46
固定資産減価償却費	1,045	977
諸経費	1,400	1,528
一般管理費計	11,655	11,531
営業利益	16,554	18,411

(単位:百万円)

		(十四:日/111)
	前事業年度 当事業年度 (自 平成28年4月1日 (自 平成29年4月1 至 平成29年3月31 至 平成30年3月31	
受取配当金	92	75
投資有価証券売却益	224	210
有価証券償還益	94	17
その他	69	55
営業外収益計	481	359
=====================================		
投資有価証券売却損	24	0
その他	75	29
営業外費用計	100	29
经常利益	16,935	18,741
特別損失		
MMF等償還関連費用	305	-
関係会社整理損失	-	333
	305	333
税引前当期純利益	16,629	18,407
法人税、住民税及び事業税	6,501	5,843
法人税等調整額	1,405	106
法人税等合計	5,096	5,737
当期純利益	11,533	12,670

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

	株主資本					
		資本剰余金利益剰余金				
				その他利益		
	資本金	資本準備金	利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝平华佣立	利 一	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004
当期変動額						
剰余金の配当	•	•	•	13,261	13,261	13,261
当期純利益	•	ı	ı	11,533	11,533	11,533
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計	•	•	•	1,728	1,728	1,728
当期末残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276

	評価・換	評価・換算差額等			
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	280	280	41,284		
当期変動額					
剰余金の配当	•	-	13,261		
当期純利益	•	-	11,533		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	15	15	15		
当期変動額合計	15	15	1,743		
当期末残高	264	264	39,540		

当事業年度(自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日)

						-
		株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益		
	資本金	資本準備金	 利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝子子佣立	利益牛佣立	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

					口叫此刀	<u>和口首(以同汉其后时</u>
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	11,532	11,532	11,532
当期純利益	-	-	-	12,670	12,670	12,670
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	1,138	1,138	1,138
当期末残高	15,174	11,495	374	13,370	13,744	40,414

	評価・換	算差額等		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	264	264	39,540	
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	11,532	
当期純利益	-	-	12,670	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	47	47	47	
当期変動額合計	47	47	1,090	
当期末残高	216	216	40,631	

注記事項

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物

10~18年

器具備品 4~20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取利息」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」12百万円、「その他」56百万円は、「その他」69百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)
 建物	26百万円	29百万円
器具備品	264百万円	235百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

前事業年度 (平成29年 3 月31日)

当事業年度 (平成30年3月31日)

未払金 4,877百万円 4,406百万円

3 保証債務

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務1,685百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	 株式の種類 	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	13,261	5,084	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成29年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額
 11,532百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,421円
 基準日
 平成29年3月31日
 効力発生日
 平成29年6月27日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	11,532	4,421	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成30年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額12,669百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,857円基準日平成30年3月31日効力発生日平成30年6月26日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと)。

前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金	31,260	31,260	-
(2)未収委託者報酬	10,453	10,453	-
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,060	5,060	-
資産計	46,774	46,774	1
(1)未払手数料	(4,453)	(4,453)	-
(2)その他未払金	(4,946)	(4,946)	-
(3)未払費用(*2)	(3,409)	(3,409)	-
負債計	(12,809)	(12,809)	-

^(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金	28,709	28,709	-
(2)未収委託者報酬	12,368	12,368	-
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,631	7,631	-
資産計	48,709	48,709	-
(1)未払手数料	(5,202)	(5,202)	-
(2)その他未払金	(4,476)	(4,476)	-

^(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(3)未払費用(*2)	(3,286)	(3,286)	-
負債計	(12,965)	(12,965)	-

- (*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金・預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区八	前事業年度	当事業年度	
区分	(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)	
(1)その他有価証券			
非上場株式	970	970	
(2)子会社株式及び関連会社株式			
非上場株式	5,129	5,129	
(3)長期差入保証金	1,050	1,072	

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,260	- 1 //13	-	-
未収委託者報酬	10,453	-	-	-
- 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	110	2,876	1,139	110
合計	41,824	2,876	1,139	110

当事業年度(平成30年3月31日)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,709	-	-	-
未収委託者報酬	12,368	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	0	5,302	1,801	117
合計	41,078	5,302	1,801	117

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成29年3月31日)

13-X-1/2 (17%-0 1 0 7 10 1 H			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	122	55	67
(2)その他			
証券投資信託	3,107	2,697	410
小計	3,230	2,752	478
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	1,829	1,926	96
小計	1,829	1,926	96
合計	5,060	4,679	381

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額 970百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			

Î.	i	i	
(1)株式	134	55	79
(2)その他			
証券投資信託	4,196	3,740	456
小計	4,331	3,795	535
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	3,299	3,522	223
小計	3,299	3,522	223
合計	7,631	7,318	312

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額 970百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)		
(1)株式	50	-	1		
(2)その他					
証券投資信託	4,371	224	23		
合計	4,421	224	24		

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

19条十及(日 										
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額							
1 生大只	(百万円)	(百万円)	(百万円)							
(1)株式	-	-	-							
(2)その他										
証券投資信託	1,963	210	0							
合計	1,963	210	0							

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。 当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		前事業年度	当事業年度
	(自	平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日
	至	平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首			
残高		2,203日7111	2,510日/3[]
勤務費用		202	159
退職給付の支払額		122	166
その他		29	38
退職給付債務の期末		2,318	2,350
残高		2,310	2,330

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	2/色碱加竹顶奶及0千亚黄连0别小人同它黄伯利杰农尼什工它10亿色碱加竹叶马亚00间是农									
·		前事業年度		当事業年度						
	(自	平成28年4月1日	(自	平成29年4月1日						
	至	平成29年3月31日)	至	平成30年3月31日)						
非積立型制度の退職給付債務		2,318百万円		2,350百万円						
貸借対照表に計上された負債と		0.040		0.050						
資産の純額		2,318		2,350						
退職給付引当金		2,318		2,350						
貸借対照表に計上された負債と		2 240		2 250						
資産の純額		2,318		2,350						
資産の純額 退職給付引当金 貸借対照表に計上された負債と		2,318 2,318 2,318		2,350 2,350 2,350						

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		前事業年度		当事業年度		
	(自	(自 平成28年4月1日 ()		平成29年4月1日		
	至	平成29年3月31日)	至	平成30年3月31日)		
勤務費用		202百万円		159百万円		
その他		87		24		
確定給付制度に係る退職給付費用		289		184		

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度173百万円、当事業年度171百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (平成29年3月31日) (平成30年3月31日) 繰延税金資産 719 退職給付引当金 709 224 244 賞与引当金 169 162 未払事業税 出資金評価損 94 98 投資有価証券評価損 65 68 連結法人間取引(譲渡損) 5 5 その他 185 308 繰延税金資産小計 1,458 1,602 評価性引当額 200 201 繰延税金資産合計 1.257 1.402 繰延税金負債 連結法人間取引(譲渡益) 639 639 146 164 その他有価証券評価差額金 804 繰延税金負債合計 786 繰延税金資産の純額 470 598

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(平成29年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(平成30年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報 1

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

「関連情報 1

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (ア)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,685	·	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	------------	-----	-----------------------	-----------	-------------------------------	---------------	-------	------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,701	-	-	
-----	--	-----------	-----	---------	-----------------	------	-------------	-------	---	---	--

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業		証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	23,238	未払手数料	3,298
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	-	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	768	未払費用	218
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,036	長期差入保 証金	1,028

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて おります。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を 決定しております。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	23,216	未払手数料	3,913
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	1	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	1,020	未払費用	233
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,048	長期差入保 証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて おります。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を 決定しております。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり純資産額 15,158.25円	1株当たり純資産額 15,576.40円
1 株当たり当期純利益 4,421.51円	1株当たり当期純利益 4,857.40円

⁽注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,533	12,670
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
 - 提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に 該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円(2018年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託 業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
	単位:百万円	
	(2018年3月	
	末日現在)	
株式会社SBI証券	48,323	
岡三にいがた証券株式会社	852	
立花証券株式会社	6,695	金融商品取引法に定める
日の出証券株式会社	4,650	第一種金融商品取引業を
丸三証券株式会社	10,000	営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

委託会社は、丸三証券株式会社の株式を133,704株所有しています。

委託会社は、リテラ・クレア証券株式会社の株式を615,736株所有しています。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 資本金の額:51,000百万円(2018年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託

受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目

的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日) (書類名)

2018年6月20日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びそ の他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月9日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

小林 英之 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている技術成長株オープンの平成30年3月28日から平成30年9月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、技術成長株オープンの平成30年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規 定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。